

別記様式第2号（第9条関係）

| | |
|----------------------|---|
| その1 | |
| 営 業 の 方 法 | |
| 営業所の名称 | |
| 営業所の所在地 | |
| 風俗営業の種別 | 法第2条第1項第 号の営業 |
| 営 業 時 間 | 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで |
| 18歳未満の者を従業員として使用すること | ①する ②しない |
| | ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） |
| 18歳未満の者の立入禁止の表示方法 | |
| 飲食物（酒類を除く。）の提供 | ①する ②しない |
| | ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 |
| 酒 類 の 提 供 | ①する ②しない |
| | ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 |
| 当該営業所において他の営業を兼業すること | ①する ②しない |
| | ①の場合：当該兼業する営業の内容 |

| その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業) | | | | |
|--------------------------------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------|
| 料 金 | | | | |
| 料金の表示方法 | | | | |
| 役 | 客の接待をする場合はその内容 | | | |
| | 務 | 常時当該営業所に雇用されている者 | 名 | |
| 提 | | 客の接待をする場合は接待を行う者の区分 それ以外の者 | 主 た る 派 遣 元 | 名 |
| | (ふりがな) 氏名又は名称 | | | |
| | 住 所 | | | 〒 () () 局 番 |
| | (ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名 | | | |
| の | 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯 | 遊興の内容 | | |
| | | 時 間 帯 | 午前 時 分から 午後 時 分まで | |
| 様 | (法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること) | | | |
| | 客 室 | 和風のもの | 室 | その他のもの 室 |

| | | |
|---------------------------------|--|---------|
| その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業) | | |
| (まあじやん屋のみ記載すること) | | |
| 遊 技 料 金 | ①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する | |
| | 全自動台につき | 円 |
| | 半自動台につき | 円 |
| | その他の台につき | 円 |
| 遊 技 料 金 の 表 示 方 法 | | |
| (ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること) | | |
| ぱちんこ屋及び 令第8条に規定する 営業の遊技料金 | ぱちんこ遊技機 | 玉1個 円 |
| | 回 胴 式 遊 技 機 | 玉1個 円 |
| | | メダル1枚 円 |
| | アレンジボール遊技機 | 玉1個 円 |
| | | メダル1枚 円 |
| | じやん球遊技機 | 玉1個 円 |
| | | メダル1枚 円 |
| | その他の遊技機 () | につき 円 |
| その他の営業の 遊技料金 | 遊 技 の 種 類 () | につき 円 |
| 遊 技 料 金 の 表 示 方 法 | | |
| 賞 品 の 提 供 方 法 | | |
| 提供する賞品のうち 最も高価なもの | (円) | |

| | |
|-------------------------|---|
| その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業) | |
| 料 金 | |
| 料 金 の 表 示 方 法 | |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | ①する ②しない |
| | ①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法） |

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2 (A) 又はその2 (C) の「料金の表示方法」欄には、その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2 (A) の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2 (A) の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。